

横浜市水素利用設備導入費補助金交付要綱

制定 令和6年8月20日 脱力第392号（局長決裁）

（総則）

第1条 横浜市水素利用設備導入費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月市規則第139号。以下「補助金規則」という。）、そのほかの法令及び関連通知の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、水素利用設備の導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより水素ボイラー等の導入を促進し、水素社会実現に向けた新たな水素需要を創出することを目的とする。

（定義）

第3条 本要綱に定める用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「水素利用設備」とは、水素を燃料とする産業用設備をいう。
- (2) 「低炭素水素」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法、令和6年法律第37号）第二条に定める低炭素水素等のうち、水素をいう。
- (3) 「エネルギーサービス事業者」とは、水素利用設備を供給先の土地に設置し、燃料の調達や設備の運転管理及び維持管理を行いながら、エネルギーの供給を行う事業者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は補助金規則による。

（補助対象設備）

第4条 補助対象設備は、水素利用設備のうち次の設備とする。

- (1) ボイラー
- (2) コージェネレーションシステム

2 補助対象設備は、前項に掲げる設備のうち次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 横浜市内の事業所等に設置して使用する設備であること。
- (2) 低炭素水素を全部または一部の燃料とし、専焼又は混焼で運転が可能な設備仕様であること。
- (3) 化石燃料からの切替え、又は新規の水素需要の創出に資するものであること。
- (4) 既存の水素利用設備の単純な更新ではないこと。
- (5) 未使用品の新規設備の導入であること。

3 前項の規定にかかわらず、低炭素水素の供給網構築には期間を要し市域における地域差も想定されるため、低炭素水素を使用できる合理的な供給環境が整った際には低炭素水素に切り替えることを意思表示することを条件として、当面の間、低炭素水素の基準を満たさない水素や都市ガス等を全部又は一部の燃料とした補助対象設備の運用を許容する。

(補助対象者)

第5条 横浜市内で補助対象事業を行う者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象設備の導入を行う者のうち、次に掲げる要件を全て満たす者、もしくはそれに準ずるものとして、市長が認めた者とする。

- (1) 補助対象設備を導入する法人（国、地方自治体及び独立行政法人等は除く。）、個人事業主であり、かつ当該設備を設置する土地の使用権を有する者、又は土地の使用権を有する者から許諾を受け補助対象設備を設置するエネルギーサービス事業者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費、補助額)

第6条 補助対象事業に係る経費のうち、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び上限額は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、第4条第1項に規定する設備本体の機器費とする。調査費、設計費及び工事費、並びに補機、配管類、制御装置、計測装置及び付属品等の導入費、並びに消費税は対象外とする。
 - (2) 補助率は、補助対象経費の2分の1とする。
 - (3) 上限額は、1基10,000千円とする。
 - (4) 補助対象経費とする第1号に規定する設備本体の機器費は、第10条に基づく入札又は見積徴取において取得した全ての見積金額のうち、設備本体の機器費を比較して一番低い金額とする。
- 2 補助額は、補助対象経費に補助率を乗じた額の千円未満を切り捨てた額と上限額を比較して低い金額とする。
- 3 前項に基づき算出した補助額と、補助対象設備に対し国や県等から交付を受ける他の補助金をあわせた金額が、補助対象経費の1分の1を超える場合は、超えた金額を切り捨てた額を補助額とする。ただし、千円未満の端数が発生する場合は、千円未満を切り捨てる。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付申請を行うにあたって、交付申請書（第1号様式）及び別表1に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表3に定める期日を超えてはならない。

- 2 前項の補助金の交付を申請するにあたって、他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
- 3 エネルギーサービス事業者が申請者として交付申請を行う場合、当該設備のエネルギーサービスを受ける者と共同で申請しなければならない。
- 4 エネルギーサービス事業者に対して補助金が交付された場合は、交付金額相当分が当該設備のエネルギーサービスを受ける者に還元されなければならない。
- 5 市長は、交付申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本補助金の交付見込額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。
- 6 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、該当の申請について抽選を行

い、受理した申請に係る補助金の交付額の合計が予算の範囲を超えない範囲で受理するものを決定する。なお、募集開始の日から 21 日の間（募集開始の日を含む）にあった申請については、同日にあつたものとみなす。

- 7 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表 6 に定める方法により、利益等を排除して交付申請をしなければならない。

（交付決定等）

第 8 条 市長は、第 7 条第 1 項の規定による交付申請書を受理したときは、審査を行い、適正と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定を受けた申請者に対し、交付決定通知書（第 2 号様式）により、その旨を通知するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書（第 3 号様式）により、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、第 2 項で定める通知に際して、補助金の交付に必要な条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ等）

第 9 条 申請者は交付申請後の事情により、当該補助金の交付申請の取下げを行うときは、交付決定の通知を受けた日から 20 日以内に、交付申請取下届（第 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

（入札又は見積書の徴収）

第 10 条 申請者は、補助金規則第 24 条に規定するとおり、補助事業等に係る工事の請負等を行う場合において、市内事業者（横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいう。）により入札を行い、又は 2 人以上の市内事業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、これらの方法によることが困難又は不適当であると市長が認める場合は、随意契約によることができる。

（補助対象事業の計画変更又は廃止）

第 11 条 申請者は、交付決定を受けた補助事業の内容について変更しようとするとき又は事情の変化により廃止しようとするときは、あらかじめ、変更等申請書（第 5 号様式）を、変更内容が確認できる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更等申請書の提出があったときは、当該変更等申請書について審査し、その内容を適当と認めたときは、変更等承認通知書（第 6 号様式）により、申請者に通知するものとする。

（再申請の禁止）

第 12 条 第 9 条に定める交付申請の取下げを届け出た者及び第 11 条第 2 項に定める廃止の承認を受け

た者は、同一年度内に同一設備について、第7条第1項に基づく補助金の交付申請を行うことはできない。

(事業完了)

第13条 補助対象事業は、申請年度内に事業完了するものとする。事業完了日は補助対象設備の導入に係る検査確認が完了した日とする。

(実施状況報告)

第14条 申請者は、市長が特に必要と認めて指示したときは、補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は実施状況の確認にあたり、必要に応じて現地確認を実施することができる。

(実績報告)

第15条 申請者は、事業完了後、実績報告書（第8号様式）に別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表3に定める期日を超えてはならない。ただし、領収書等の支払い確認書類については、やむを得ない場合に限り、書面により提出期限の延長について市長に協議を申し出ることができる。

(補助金額の確定)

第16条 市長は、前条に掲げる書類を審査し、適当と認める場合は、第6条第2項の定めるところにより補助金額を確定し、額確定通知書（第9号様式）により、確定した交付額を申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の審査にあたり、必要に応じて現地確認を実施することができる。

(交付)

第17条 申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表3に定める期日を超えてはならない。

2 市長は、前項に定める交付請求書の提出をもって、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、申請者が補助金規則第19条第1項の規定に該当する場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項の規定による補助対象事業の廃止に係る書類の提出があった場合
- (2) 第14条の規定による実施状況の報告に係る市長の指示に違反した場合
- (3) 第15条の規定による実績報告及び第17条第1項の規定による交付請求が期日までに適切に行われない場合
- (4) 第16条第2項の規定による補助金額の確定に係る現地調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消すときは、交付決定取消通知書（第11号様式）により補助事業者に理由を付して通知する。
- 3 前項の規定は、補助金交付額の確定後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第19条 市長は、前条の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金規則第20条に基づき、補助対象者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第20条 申請者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 市長の承諾を得ずに第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継した場合は、市長は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、取消しを行った場合においては、第19条に準じて補助金の返還を命ずるものとする。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

第21条 申請者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の補償をしない。

- 2 申請者は、財産を取得した日の翌月から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（別表4）内において、市長の承認を受けないで、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）に供してはならない。
- 3 申請者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、財産処分（承認・不承認）通知書（第13号様式）により、財産処分の承認、不承認について前項の申請をした者に通知するものとする。
- 5 補助対象事業者が取得財産の処分したことにより交付の目的及び要件に反したときは、市長は交付した補助金の全部又は一部を市に返還させることとする。なお、返還割合は別表5に定める。ただし、情状によりその目的に反しない等、市長が認める場合はこの限りでない。
- 6 補助対象事業の完了後、別表4に定める耐用年数の期間内において、市長は必要に応じて申請者に対し補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め、又は隨時調査をすることができる。

（帳簿等の保存義務）

第22条 申請者は、補助対象事業に関する書類を、別表4に定める耐用年数が経過するまで期間、保

存しなければならない。

(届出事項)

第 23 条 補助対象事業者は補助対象事業の完了後、別表 4 に定める耐用年数の期間内において、補助対象事業者の住所又は氏名（法人にあっては、所在地又は名称）を変更したとは、速やかに事業内容変更届出書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第 24 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの
- (5) その他これらに準ずるものとして、市長が認定した者

2 市長は、補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを必要に応じて各都道府県警察本部長に対して確認を行うことができる。

附 則（制定 令和 6 年 8 月 20 日 脱力第 392 号、局長決裁）

この要綱は、令和 6 年 8 月 20 日から施行する。

別表1（第7条関係） 交付申請時に必要な書類

様式番号	書類名称	
1		・法人の場合：登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）の写し ・個人事業者の場合：本人確認書類（運転免許証・パスポート・住民票のいずれか）の写し、及び確定申告書B（直近2か年分）の写し
2		設備設置場所の案内図
3		事業計画書 ※工事概要、スケジュール、設備概要、用途、水素への転換計画、体制図等
4		補助対象設備の仕様書
5		補助対象事業の計画図面
6	第15号様式	入札・見積徴取事業者選定理由書（随意契約とする場合）
7		設備の導入にかかる見積書（内訳書含む）のコピー ※複数社から見積りを取得した場合は、取得した全ての見積書（内訳書含む）のコピーを提出すること。
8		契約書（内訳書含む）のコピー ※契約済みの場合のみ
9		その他（市長が必要と認めるもの）
本市の補助金以外の補助金を受ける場合		
10		当該補助金の交付決定通知書等、補助金額がわかる書類のコピー
11		当該補助金の設備本体に対する補助金額がわかる内訳書等のコピー

※補助金規則第5条第3項の規定により省略できる事項及び書類は、同条第2項第2号及び第4号に掲げるものとする。

別表2（第15条関係） 実績報告時に必要な書類

	様式番号	書類名称
1		契約書（内訳書含む）のコピー ※交付申請時に提出していない場合のみ
2		請求書のコピー
3		請求明細書のコピー ※設備本体の機器費が記載されていること
4		領収書のコピー又は金融機関発行の振込証のコピー
5		設備の完成を証する検査確認書類等のコピー
6		取得した設備の写真
7		完成図書 ※設備本体の設置に係る図書
8		工程表
9	第16号様式	入札等の報告書
10		その他（市長が必要と認めるもの。）
本市の補助金以外の補助金の交付を受ける場合		
11		当該補助金の額確定通知書等、補助金額がわかる書類のコピー
12		当該補助金の設備本体に対する補助金額がわかる内訳書等のコピー

※ 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同条第1項第2号に規定する補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び第3号に掲げるものとする。

別表3（第7条、第15条、第17条関係） 申請等の期間及び条件等

申請等の期間及び条件等については、次のとおりとする。

提出書類	提出期限
交付申請書(第1号様式) 及び別表1に定める書類	事業完了日の30日前、又は事業完了日の属する年度の11月末日のいずれか早い日まで
実績報告書(第8号様式) 及び別表2に定める書類	交付申請した年度の3月第2金曜日又は事業完了日の翌月末日のいずれの早い日まで
交付請求書 (第10号様式)	額確定通知日の30日後、又は交付申請した年度の翌年度4月第2金曜日のいずれか早い日まで

【条件】

- 上記書類の提出にあたっては、必要書類を全てそろえて、各書類の提出期限までに横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局カーボンニュートラル事業推進課に提出すること。
- 提出期限が閏序日にあたるときは、前日をもってその期限とする。

別表4（第21条、第22条、第23条関係） 減価償却資産としての水素利用設備の耐用年数

耐用年数	水素利用設備	ボイラー コーチェネレーションシステム	15年
処分の制限	<ul style="list-style-type: none"> 取得財産等のうち取得価格が50万円以上のものについては、処分制限期間内は処分（目的外使用、売却、移設、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供することをいう。）することはできない。ただし、あらかじめ「財産処分承認申請書」（第12号様式）を横浜市に提出し、その承認を受けた場合には処分することができる。 処分にあたっては、補助金の返納義務が生じる場合があるため、速やかに横浜市に報告すること。 		

備考

上記以外の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間によるものとする。

別表5（第21条関係）返還割合

財産処分により、交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、設備の補助金相当額に当該設備の使用期間により定めた返還割合を乗じ、100円未満を切り捨てた額とする。

実績報告にある取得年月日等から起算した期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（処分の承認前に当該行為が行われた場合は、その日から起算する。）

・水素利用設備

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、取得年月日から起算して1年に満たない場合	100%
処分の承認日が、取得年月日から起算して1年以上2年未満	90%
処分の承認日が、取得年月日から起算して2年以上3年未満	80%
処分の承認日が、取得年月日から起算して3年以上4年未満	70%
処分の承認日が、取得年月日から起算して4年以上5年未満	60%
処分の承認日が、取得年月日から起算して5年以上6年未満	50%
処分の承認日が、取得年月日から起算して6年以上7年未満	40%
処分の承認日が、取得年月日から起算して7年以上8年未満	30%
処分の承認日が、取得年月日から起算して8年以上9年未満	20%
処分の承認日が、取得年月日から起算して9年以上10年未満	10%
処分の承認日が、取得年月日から起算して10年以上	0%

別表6（第7条関係） 利益等排除の方法

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助対象者が次の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- (1) 補助対象者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く）

2 利益等排除の方法

(1) 補助対象者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

第1号様式（第7条第1項）

年 月 日

(提出先)

横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

(共同申請者)

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
交付申請書

水素社会の実現に向けた水素利用設備を導入するため、次のとおり
年度横浜市水素利用
設備導入費補助金の交付を申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市水素利用設備導入費補助金交付要綱を遵守します。

1 申請内容

設置事業所名称			
設置事業所住所			
補助対象設備名称			
補助対象設備概要	導入設備	ボイラー／コーポレーテッドシステム	
	水素燃料	専焼／混焼(最大 %)	
	利用燃料の転換 予定スケジュール		
総工費	円	補助対象設備の基数	基
補助対象経費(A) ※設備本体の費用(税抜・全基数分)	円	補助率(B)	1/2
(A) × (B) = (C) ※千円未満切り捨て	円	補助上限額(D) ※10,000,000円×基数	円
補助金申請額 ※(C)、(D)及び(A)から設備本体に係る 本市以外の補助金額を除いた額(千円未 満切り捨て)のうち、一番小さい額	円		
この設備に対して受ける本市以外 の補助金採択の有無	有(補助執行団体:)・無		
この設備に対して受ける本市以外 の補助金額	円(うち設備本体に係る補助金額: 円)		

2 事業情報等

情報欄		担当者	
事業着工日	年 月 日	氏名	
事業完了予定日 (検査確認完了予定日)	年 月 日	所属・役職	
実績報告予定日	年 月 日	電話番号	
法人の規模 ※法人の場合のみ	中小企業等・大企業・その他	メールアドレス	
		住所(所在地)	〒

3 添付資料 交付要綱別表1に定める資料を添付してください。

4 提出方法 メールにより提出してください。
交付申請書に記載された担当者のメールアドレスから、
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局
カーボンニュートラル事業推進課水素担当
da-suiso@city.yokohama.lg.jp宛にパスワードをかけて送付してください。
その後、電話で水素担当（045-671-4109）宛に送付連絡をしてください。

5 申請要件等の確認 以下の内容に間違いなければ、各項目に☑マークを記入してください。

- (1) 低炭素水素等を利用できる合理的なインフラが整った際には、交付対象設備の運用において、低炭素水素を利用するなどを誓約します。
- (2) 市税に滞納がないことを誓約し、市税納付状況についての調査に同意します。
- (3) 反社会的勢力の団体に属していません。
- (4) 本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無は次のとおりです。 有 無

第2号様式（第8条第2項）

第
年 月
号
日

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

横浜市長

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
交付決定通知書

年 月 日に申請がありました 年度横浜市水素利用設備導入費補助金について、交付することに決定しましたので、通知します。

1 交付決定額

円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合等において、補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

設置事業所名称	
設置事業所住所	
補助対象設備名称	
交付条件	
特記事項	

第3号様式（第8条第3項）

第
年 月 号
日

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

横浜市長

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
不交付決定通知書

年 月 日に申請がありました 年度横浜市水素利用設備導入費補助金について、交付しないことを決定しましたので、通知します。

1 申請の内容

設置事業所名称	
設置事業所住所	
補助対象設備名称	

2 不交付決定理由

第4号様式（第9条）

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
交付申請取下届出書

年 月 日 付けで交付申請をしました
年度横浜市水素利用
設備導入費補助金について、交付申請を取り下げます。

1 補助金の額

2 交付申請年月日

年 月 日

3 交付申請取下げ理由

第5号様式（第11条第1項）

年 月 日

(提出先)

横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
変更等申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知がありました
年度横浜市水素利用設備導入費補助金に係る事業について、(変更・廃止)をしたいので、次のとおり申請します。

1 変更又は廃止の理由及びその内容

計画変更の内容		
変更・廃止 事項	変更前	変更後

(理由)

2 添付書類等

変更内容が確認できる資料

提出済みの資料については、写しの変更する部分を朱書き二重線で抹消し、その上段に変更後の内容を記入して添付すること。その他、変更内容がわかる資料を添付すること。

第6号様式（第11条第2項）

第
年
月
号
日

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

横浜市長

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
変更等承認通知書

年　　月　　日　　第　　号で補助金の交付決定を行い、　　年
月　　日に補助対象事業の（変更・廃止）申請がありました、　　年度横浜市水
素利用設備導入費補助金に係る補助対象事業について、次のとおり（変更・廃止）を承認
しましたので通知します。

1 承認した計画の概要

計画変更の内容

2 特記事項

第7号様式（第14条）

年　月　日

(提出先)
横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
実施状況報告書

年　　月　　日　　第　　号で補助金の交付決定通知がありました

年度横浜市水素利用設備導入費補助金に係る事業について、次のとおり実施状況を報告します。

1 実施状況報告

補助事業の実施状況の概要

補助事業に要する経費の使用状況

2 添付書類等

必要により、実施状況が確認できる資料、写真等を添付すること。

第8号様式（第15条）

年 月 日

(提出先)

横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

(共同申請者)

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
実績報告書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知がありました

年度横浜市水素利用設備導入費補助金に係る補助対象事業を完了しましたので、次のとおり報告します。

1 報告内容

設置事業所名称			
設置事業所住所			
補助対象設備名称			
補助対象設備概要	導入設備	ボイラー／コージェネレーションシステム	
	水素燃料	専焼／混焼(最大 %)	
	利用燃料の転換 予定スケジュール		
総工費	円	補助対象設備の基數	基
補助対象経費(A) ※設備本体の費用(税抜・全基數分)	円	補助率(B)	1/2
(A) × (B) = (C) ※千円未満切り捨て	円	補助上限額(D) ※10,000,000円×基數	円
補助金申請額 ※(C)、(D)及び(A)から設備本体に係る本市以外の補助金額を除いた額(千円未満切り捨て)のうち、一番小さい額	円 (金額の訂正はできません。)		
この設備に対して受ける本補助金以外の補助金採択の有無	有(補助執行団体:)・無		
この設備に対して受ける本補助金以外の補助金額	円(うち設備本体に係る補助金額: 円)		

2 事業情報等

補助事業の実績	契約日	年 月 日	着工日	年 月 日
	事業完了日(検査確認日)	年 月 日		
	代金支払い完了日	年 月 日		

3 添付資料 交付要綱別表2に定める資料を添付してください。

4 提出方法 メールにより提出してください。
 交付申請書に記載された担当者のメールアドレスから、
 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局
 カーボンニュートラル事業推進課水素担当
da-suiso@city.yokohama.lg.jp宛にパスワードをかけて送付してください。
 その後、電話で水素担当（045-671-4109）宛に送付連絡をしてください。

第9号様式（第16条第1項）

第
年
月
号
日

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

横浜市長

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
額確定通知書

年　　月　　日付で報告がありました、　　年度横浜市水素利用設備導入
費補助金について、次のとおり額を確定しましたので通知します。

設置事業所名称	
設置事業所住所	
補助対象設備名称	
補助金の確定額	円
特記事項	

第10号様式（第17条第1項）

請求書番号

年 月 日

横浜市長

住所〒

氏名_____印

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名、代表者印)

※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略可
(押印を省略する場合、電子メールによる提出ができます)年度横浜市水素利用設備導入費補助金
交付請求書

年 月 第 号で額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

円
(補助金の額の確定通知書に記載されている金額)

2 補助金振込先

補助金振込先	フリガナ					
	口座名義 (※1)					
	金融機関名と店名	銀行 信金	金融機関コード	支店 本店	支店コード (※2)	
	預金種目(○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他()	
	口座番号	7桁で記入してください(右詰)				

※1 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、アルファベットで御記入ください。

※2 ゆうちょ銀行の場合、支店名(コード)は3ヶタの数字です。記号・番号ではありませんので、御注意ください。

担当者	氏名		住所(所在地)	
	所属部課名		電話番号	
	郵便番号		メールアドレス	

第11号様式（第18条第2項）

年 月 日

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

横浜市長

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を通知した
年度横浜市水素利用設備導入費補助金について交付決定の（全部・一部）取消しを次
とおり決定しましたので、通知します。

設置事業所名称	
設置事業所住所	
補助対象設備名称	
取消理由	
取消金額	円

第12号様式（第21条第3項）

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
財産処分申請書

年度横浜市水素利用設備導入費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので申請します。

1 処分しようとする財産

設置事業所名称		
設置事業所住所		
補助対象設備名称		
補助対象設備	導入設備	ボイラー／コージェネレーションシステム
	水素燃料	専焼／混焼(最大 %)

2 処分の内容（譲渡、交換、貸与、廃棄等の別を記載すること。目的外使用の場合は用途を記載すること。）

3 処分しようとする理由

担当者	氏名	住所（所在地）	
	所属部課名	電話番号	
	郵便番号	メールアドレス	

第
年
月
日

氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）

横浜市長

年度横浜市水素利用設備導入費補助金に係る
財産処分（承認・不承認）通知書

年　　月　　日に申請のありました、　　年度横浜市水素利用設備導入費
補助金に係る補助対象事業により取得した財産（水素利用設備）の処分について、次のと
おり（承認します・不承認とします）。

財産処分承認内容・不承認内容

第14号様式（第23条）

年 月 日

(提出先)

横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

年度横浜市水素利用設備導入費補助金
事業内容変更届出書

年度横浜市水素利用設備導入費補助金に係る事業について、事業内容の変更を行いましたので、次のとおり届け出ます。

2 変更する設備の概要

設置事業所名称	
設置事業所住所	
補助対象設備名称	
交付決定日及び 交付決定番号	交付決定日： 交付決定番号：

2 変更の内容

3 添付書類等

必要な書類（履歴事項全部証明書など）

第 15 号様式（別表 1）

年　月　日

(提出先)

横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

入札・見積徴収事業者選定理由書

本件「」の業者選定(売買・請負・その他契約)に際し、要綱第 10 条に規定する方法により入札、見積書の徴収をすることができないため、次の理由により入札、見積書の徴収事業者を選定しました。

1 品名

2 選定品

3 選定事業者

4 設備機器の概要（当該選定品の概要、必要性、利用目的）

5 選定理由（当該設備機器等に必要不可欠な機能、性能等及びその必要理由を記載するとともに当該選定品及び業者選定理由を記載）

第 16 号様式（別表 2）

年　月　日

(提出先)
横浜市長

住所〒

氏名

(法人の場合は所在地、名称及び代表者の役職・氏名)

入札等の報告書

本件「」の業者選定(売買・請負・その他契約)に際し、以下のように執り行いましたので報告致します。

記

1 方法（下記のいずれかを○で囲む）

- (1) 一般競争
- (2) 指名競争
- (3) 隨意契約

2 上記 1 の方法にした理由

3 落札・契約業者

4 決定金額

5 添付書類等

入札・契約の結果に関する資料を添付すること